

改正商品取引所法の施行に向けた行政の考え方

平成 21 年 12 月 8 日、日本商品先物取引協会（日商協）と当先物振興協会が共同で開催した会員代表者懇談会において、農林水産省商品取引監理官並びに経済産業省商流通審議官及び商務課長より、本年 7 月に公布された改正商品取引所法の施行に向けた行政の考え方について以下のお話をいただきました。

農林水産省 長田商品取引監理官

この会合で両主務省が話をする趣旨は、改正商品取引所法の施行に関して、主務省と商品取引員各社との間の認識の隔たりを解消するためと承知しております。

また今般、先物振興協会では、自主規制団体としての日商協を支えるために事業規模の見直しを行うという大英断を下していただきましたが、主務省としてはこれを多として、支援していきたいと考えております。

経済産業省 高島商務課長

わが国の商品先物市場は現在、危機的な状況にあると認識しております。

今後の商品先物市場政策の方向性は、先の国会審議においてきっちりと枠組みが決められて、そこから逸脱することはできません。国会の附帯決議を見ると、委託者保護だけを重視しろとは言っておらず、国際競争力強化の観点から市場利用者の利便性の向上、市場の活性化に向けた市場関係者の取組を支援する内容となっています。

現在進められている商品先物市場の改革、J C C Hの改革、証拠金制度の改革が市場の活性化につながるのか、という点に疑問を抱く人もいるかと思いますが、現状のままで続けていくことが今の危機的状況の打開につながらないのは明らかです。絶対に成功する改革はありません。リスクを冒してでも改革に挑むしかないということだと考えます。今、商品先物業界には変化に挑戦する確固たる意思が必要とされています。改革すれば間違いなく成果が上がるのか、そのことを証明してくれ、というのは、自らの経営責任を他に転嫁しているといわざるを得ません。主務省としては、市場の維持の問題と取引員の経営の問題は切り離して考えていく所存です。

もしも、委託者保護のために法で課せられている各種の行為規制を運用で緩和してもらうことを期待している方がいるとすれば、主務省として、「そういう方向での対応はしない」とはっきりと申し上げたい。委託者保護に係る規制を緩和することは、社会的に受け入れられないことは明らかです。委託者保護規制に耐えられないという社は致し方ない。行政としては、委託者保護規制を遵守する企業にこの市場を担って行っていただきたいと考えています。

社会が商品先物取引業界に抱いているイメージを変えなければなりません。変え

ることなしに前進は有り得ないと考えています。そのためには経営手段を変えることが必要です。行政としては、業界関係者とともにそれを考えて行きたいと思っています。

経済産業省 瀬戸商務流通審議官

商品先物取引業界の厳しい状況は深刻に受け止めております。市場流動性の低下が商品取引員の経営を厳しくし、更に流動性の低下を招くという負のスパイラルに陥っている現状において、流動性の向上が最優先課題であるということは理解しております。

しかし、流動性向上のために行為規制を緩和するということはありません。これまでこの業界の評判をおとしめてきた悪しき行為が再びあってはならないと考えています。

業界のイメージを一新できる取組をした上で、個人金融資産を含めた流動性の確保に努力しなければなりません。本当に追い詰められているので打つ手は限られています。それだけに一つ一つの課題を確実に解決していかなければならないと考えております。

種々の改革のために行政としてのスピードアップが求められておりますが、監督官庁として実務の実際までを理解しているわけではありませんから、具体的に新しいビジネスをどういう風に作り上げていくかについては、業界関係者の発意・アイデアを頂きながら、どうすれば規制内容の範囲でビジネスができるのかを共に考えていきたいと思っております。

(文責：先物協会事務局、2009/12/11)